

市民が推す「西都の逸品」としてPR！

「西都の逸品認証制度(仮称)」認定品 募集

初回募集締切：令和6年1月12日(金)まで

認定されると…

- ★ 店舗などに飾っていただける認定証を贈呈
- ★ 商品に貼付する認証シールを贈呈
- ★ 市が都市圏などで行うPR事業やふるさと納税事業で優先的にPRします



名称・ロゴは作成中です

概要	西都市の優れた農畜産物や加工品などの産品を市が逸品として認定します。認定の審査会には市民100人が参加し、市・事業者・市民が一体となって認定品の魅力を市内外に発信し、地域産業の活性化を図ります。
認定対象	市内で生産・製造・開発または加工されたもので、次に掲げる商品 ① 一次産品（野菜・果物・肉などの農畜産品） ② 加工品（農畜産加工品、菓子、飲料、調味料など） ③ 工芸品（伝統工芸品、木工品、陶磁器など） ④ 飲食店メニュー
認定基準	有識者審査員および市民審査員から、「西都の優れた産品」、「市外の皆さんに紹介したい・勧めたい商品」として一定の賛同を得られたもの。
審査方法	市が開催する審査会において、大型小売店のバイヤーや商品開発アドバイザー、インフルエンサーなどの有識者（10名）と、市民モニター（100名）が試食審査を行い、投票で認証の可否を決定します。なお、審査は、商品名や事業者名を隠したブラインドテストで行いますが、商品の特徴やアピールポイントは審査員に説明されます。審査結果については、合格した商品のみ発表されます。
審査会スケジュール	令和5年度にプレイベントとして、第1回目の認証審査会を実施します。開催日は令和6年2月10日（土）、会場は西都市役所隣の平田街区公園です。次年度以降は、年に1～2回の頻度で審査会を行う予定。
申し込み方法	所定の申請様式を記入し、誓約書と合わせて西都市総合政策課まで申請してください。郵送でも受け付けます。
その他	・審査会当日に使用する110人分の試食を用意していただく必要がありますが、費用（実費）は審査会が負担します。 ・審査会時に審査員からお寄せいただいたコメント（110人分）はデータで提供しますので、商品の品質改良などにお役立てください。

■問合せ・申し込み先：西都ブランド力向上プロジェクト事務局
西都市 総合政策課（瀨砂・岩坂）
TEL.0983-35-3866 FAX.0983-43-3654
Email : kikaku@city.saito.lg.jp